

委任状 兼 使用印鑑届

委任者の住所、氏名を記入します。
(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格(※)及び氏名)
(※) 印鑑証明書や登記簿に記載されているもの

令和 8 年 4 月 1 日

東京都新宿区□□町一丁目 1 番 1 所号

株式会社 大江戸○○○

代表取締役 □□□□

代表取締役
印

代理人(事務手続きを行う者)の住所、氏名を記入します。(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格(※上記参照)及び氏名)
代理人が登記印を押印できる場合は委任状を提出してください。

(代理)

代理人の住所 東京都千代田区

代理人の氏名 株式会社

法人にあっては名称、代表者の住所、氏名

・法務局に登録している印(登記印)で捺印してください(印鑑証明書の印影と照合確認します)。
・印鑑証明書の添付が原則必要です。ただし、以下の場合、提出を省略できます。
・国、地方公共団体
・本制度に係る他の手続きにおいて、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合
※登記印以外を使用する場合は使用印鑑届の提出が必要です。

△△△事業本部 □□部長 ○○○○

私は、上の者を代理人と定め、下記の取扱い

記

(事業所)

対象となる事業所の名称・所在地・指定番号を記入
複数の事業所の委任手続きを一括して行う場合、事業所名称及び所在地、指定番号は「別紙のとおり」として、別紙にまとめて記入することができます。

事業所の名称 新宿○○ビル

合計 1 件

事業所の所在地 新宿区西新宿二丁目8番1号

指定番号 XXXX

複数の事業所の委任手続きを一括して行う場合の事業所数を記入してください。それ以外は1としてください。

(委任する事項)

上述の事業所における都民の負担軽減に関する事項(総量削減義務と)

<委任する事項をプルダウンで選択>

- 条例第2章第2節は制度全体に関する事項
 - 条例第5条の21から第5条の23の3までは排出量取引に限定した事項
 - 条例第2章第2節(制度全般)の内、条例第5条の21から第5条の23の3まで(排出量取引)を除く事項
- なお、委任事項については、行政書士法等の関係法令を踏まえて適切に設定してください。

※ただし、「一切の権限」には、行政書士法等に抵触する事項は含まないものとする。

2 使用印鑑届

代理人は下記の印鑑を東京都知事との間における上記に係る申請及び届出について使用いたします。

(使用印)

△△
事業本部
□□部長
之印

代理人が以後の申請及び届出の際に使用を希望する印鑑で押印

■複数事業所の委任手続きを一括して行う場合の「別紙」作成例

別紙

対象事業所一覧

	指定番号	事業所名称	事業所所在地	受付欄
1	9000	Aビル	新宿区●●二丁目1番〇号	
2	9001	B工場	港区〇〇二丁目1番5号	
3	9002	C工	世田谷区△△二丁目1番5号	
4	9003		新宿区●●五丁目5番●号	
			新宿区□□二丁目1番〇号	
6	9005	Fビル	新宿区●●	
7	9006	Gビル	三鷹市〇〇二丁目1番5号	
8	9007	H病院	世田谷区△△二丁目3番地15	
9	9008	I ○〇駅前店	西東京市△△30番5号	
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

委任手続きを行う事業所の、「指定番号」、「事業所名称」、「事業所所在地」を記載してください。

東京都で使用する受付欄も設けてください。